



# 副業や投資などのもうけ話にご注意ください

問市消費生活センター ☎51-6757

市消費生活センターへ副業や投資のトラブルに関する相談が多く寄せられています。

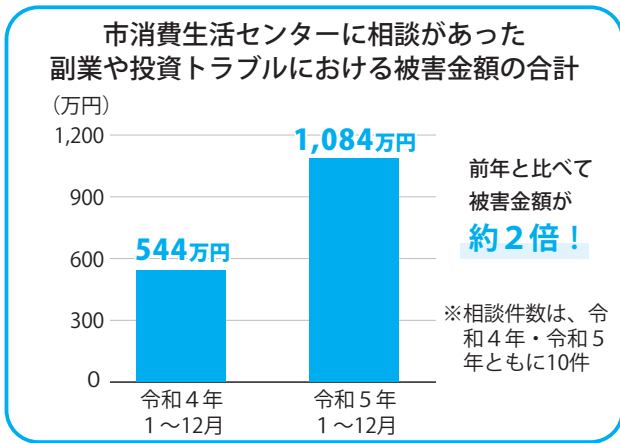
令和4年と令和5年を比べると、相談件数はともに10件ですが、被害金額が高額化する傾向があります。また、相談者の過半数が20～30代と若年層の被害も多くなっています。市消費生活センターでは、必要に応じて事業者とのあっせん※を行います。被害金額を取り戻すには至らないケースもあります。

お金の絡む話でおかしいと思ったら、**支払う前に**家族や友人、警察、消費生活センターに相談しましょう。

※消費者と事業者の間に入り調整すること

## ◆トラブルの一例 ～被害に至る流れ～

- ①インターネット広告を見て、無料通話アプリに登録する。
- ②事業者から数千円程度のマニュアルを購入する。
- ③数十万円から数百万円の有料プランを勧められる。
- ④「お金がない」と断ると、すぐにもうかるからと貸金業者から借りるように言われる。
- ⑤オンラインで貸金業者から借金させられる。
- ⑥聞いた通りにはもうからず、返金を求めても応じてもらえない。
- ⑦借金が残り、返済に追われる。



## 👉 トラブル防止のポイント

- 「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告やランキングサイトをうのみにしない。
- 作業内容や利益が出る仕組みがよくわからなければ契約しない。
- 少しでも不安に思ったら早めに消費生活センターなどに相談する。



## あなたの街の

## 法律相談

～第72回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「離婚後300日問題をめぐる法改正」についてです。

問まちづくり支援課 ☎51-6777

りました。母親が出産するまでに現夫と婚姻届を出しておけば、子の戸籍の父親欄は「現夫」となります。

まいます。これを「実父」とするには先のQと同じ手続きが必要になります。

Q 離婚後300日問題とは何ですか。

A 令和6年3月31日まで、離婚後300日以内に生まれた子は、戸籍では元夫の子になります。DNA鑑定で現夫の子であると判明していても、出生届を出すと、子の戸籍の父親欄には「元夫」と記載されてしまうのです。

そこで、このたび民法が改正され、4月1日以降に生まれた子は、直近の結婚相手の子と扱われることにな

Q 3月31日までに生まれた場合はどうしたらいいですか。

A 出生届を出さず、家庭裁判所に元夫を相手方とする嫡出否認調停を申し立てます。調停は話し合いですので、元夫が協力しない場合には調停不成立となります。元夫の協力が得られて、証拠でも間違いないとなれば、裁判所の審判が出て、戸籍上の父は「現夫」となります。調停が不成立となった場合は、元夫を相手に訴訟を起こすことになります。

Q 4月1日以降は離婚後300日問題は起きないのですか。

A 今後も離婚後300日以内に出生する際、子の父と結婚していないと、戸籍上の父親は「元夫」となってし

Q 既に出生届を出し、戸籍上の父は「元夫」になっています。

A 先のQと同じ手続きを取れば、父親欄を「現夫」にすることができます。ただし、嫡出否認調停・訴訟は本来、元夫が子の出生を知った時から1年以内にしなければなりません。そうすると、既にこの1年が経過してしまった人がいるかもしれません。そこで、令和7年3月31日までは特例で、この1年が経過していても嫡出否認の訴訟を起こすことができます。特例は1年だけですので、戸籍の問題でお困りの人はこの機会に解決しましょう。

(文責 弁護士 十枝内 亘)  
弁護士法人十枝内総合法律事務所 ☎21-4005